

一般社団法人日本カウンセリング学会定款細則

制定：2019年1月21日

第1章 総 則

[総則]

第1条 一般社団法人日本カウンセリング学会定款（以下「定款」と称する）に基づき、本学会の会員、会費、事業、表彰及び代議員・役員の選挙等に関する規定を設ける。

第2章 会 員

[会員]

第2条 本会の会員は定款に定める次の5種類とする。

- ① 正会員
- ② 名誉会員
- ③ 推薦会員
- ④ 団体会員
- ⑤ 賛助会員

[正会員の入会条件]

第3条 正会員の入会条件は次の各項目に当てはまるものとする。

- ① 4年制の大学を卒業した者で、カウンセリングの研究もしくは学習または実践を行っている者。
- ② 短期大学、高等専門学校を卒業した者で、3年以上カウンセリングの研究もしくは学習または実践を行っている者。
- ③ 高等学校を卒業した者で、6年以上カウンセリングの研究もしくは学習または実践を行っている者。
- ④ 日本心理学諸学会連合が認定する心理学検定2級合格者（ただし、出願領域A領域の「発達・教育」もしくは「臨床・障害」の科目領域を含む）で、かつ22歳以上の者。
- ⑤ その他、理事会で入会相当と認めた者。

[正会員の入会手続き]

第4条 入会希望者は、正会員、名誉会員、推薦会員のうち2名の推薦を受け、学会所定の入会届に必要な項目を記載し、理事会に提出し、理事会の承認を得ること。

[会費・入会金]

第5条 入会金 2,000 円及び年度会費 8,000 円を納入したものを正会員とする。ただし、本人及び配偶者が共に正会員である場合には、本人の申し出により、本人の年度会費を 8,000 円、配偶者の会費を 4,000 円とすることができる。その際、配布を受ける機関誌等は各 1 部とする。

また、以下のものは、在籍証明書を提出することにより在籍中は年度会費を、5,000 円に減免する。

- ① 大学院学生
- ② 大学院研究生
- ③ 学部研究生
- ④ その他、理事会が①～③と同等と認める者
(科目等履修生は対象としない。)

[名誉会員]

第6条 名誉会員は原則として本学会の正会員であり、かつ次の条件の 1 つ以上が満たされる 70 歳以上の者であることとする。ただし、理事及び社員であるものは除く。

- ① 本会の運営と発展に貢献する活動をしたと認められること。
- ② カウンセリング学関係の研究に尽力し、その成果が会員並びに一般を啓発したと認められること。
- ③ 長くカウンセリング活動に従事して、その領域またはその地域の福祉の増進に資するところがあったと認められること。

2 名誉会員は理事会において承認される必要がある。

第7条 名誉会員は、年度会費納入の義務が免除されるが、役員選挙における被選挙権は失うものとする。なお、年次大会への参加は招待扱いとする。

[推薦会員]

第8条 推薦会員は原則として本学会の正会員であり、かつ次の 2 条件が満たされる者であることとする。ただし、理事及び社員であるものは除く。

- ① 30 年以上本学会の正会員であること。
- ② 年齢が 75 歳に達していること。

2 推薦会員は理事会において承認される必要がある。

第9条 推薦会員は、年度会費納入の義務が免除されるが、役員選挙における被選挙権は失うものとする。なお、年次大会への参加は招待扱いとする。

[団体会員]

第10条 本会の目的に賛同し、団体会員として入会を希望する者は理事会に申し出、理事会において承認される必要がある。

2 団体会員の入会金は 2,000 円、年度会費は 10,000 円とする。

[賛助会員]

- 第11条 本会の目的に賛同し、本会の事業を継続して財政援助する個人または団体で入会を希望する者は理事会に申し出、理事会において承認される必要がある。
- 2 賛助会員の年度会費は30,000円とする。

第3章 選挙

[選挙管理委員会]

- 第12条 「一般社団法人日本カウンセリング学会」(以下「本学会」という。)の代議員・理事等の選挙は本細則によって行われ、実際の実務は選挙管理委員会により行われる。
- 2 選挙管理委員会は本学会の選挙が行われるとき設立し、当該選挙が終了したとき終了する。
 - 3 選挙管理委員の数は3名とし、理事長が選定し、理事会の議決により決定する。
 - 4 選挙管理委員長は委員の互選による。

[選挙管理委員会の任務]

- 第13条 選挙管理委員会は次の任務を行う。
- ① 当該選挙の広報
 - ② 投票による場合は、そのための準備を行い、投票用紙等を選挙人に配布する。
 - ③ 投票の方法は別に定める。
 - ④ 投票終了後、選挙結果を決定する。この場合2名の立会人を要する。
 - ⑤ 選挙結果を公表する。

[代議員の選挙]

- 第14条 定款第6条により、代議員の選挙を行う。
- 2 選挙管理委員会は役員改選年度3月1日現在の正会員名簿によって代議員選挙台帳を作製する。
 - 3 投票は所定の用紙を用いる5名連記による無記名投票とし、指定の日付までの消印のあるものをもって有効とする。

[代議員の定数]

- 第15条 代議員の定数は当分の間36名とする。

[代議員の選出]

- 第16条 選挙は正会員の投票によって行われる。
- 2 代議員総数の3分の2にあたる代議員(24名)は正会員の選挙により選出され、代議員総数の3分の1にあたる代議員(12名)は互選された代議員の推薦により選出される。
 - 3 当選した代議員が辞退した場合は次点のものが繰り上げられる。

- 4 最下位当選者が複数の場合は抽選により当選者を決定する。

[補欠代議員の選出]

- 第17条 代議員の任期は4年とし、あらかじめ補欠の代議員を選出する。
- 2 補欠の代議員の任期は退任した代議員の任期の満了までとする。
 - 3 補欠の代議員は選挙の次点者より優先順位を付けて選定する。

[理事・監事の選挙]

- 第18条 定款第24条により、理事及び監事は、正会員の中から社員総会の決議により、選任する。

[理事及び監事の定数]

- 第19条 理事の定数は理事長1名、理事3名以上。監事の定数は2名以内とする。

[理事長・理事候補者の選出]

- 第20条 理事長・理事は代議員の投票により行われる。
- 2 理事長・理事候補者及び監事の選出は次のとおり行う。
 - ① 代議員の無記名投票による選挙により1名の理事長候補者を選定する。
 - ② 理事候補者の選挙は無記名投票により3名連記で行われる。
 - ③ 理事総数の3分の2にあたる理事候補者(8名)は代議員により選出され、理事総数の3分の1にあたる理事候補者(4名)は代議員の推薦により選出される。
 - ④ 理事長候補者は、必要ある場合は2名の理事候補者を選定することができる。
 - 3 監事は正会員の中より代議員の2名連記の投票により選出される。

[理事長・理事の決定]

- 第21条 理事長・理事候補者の名簿を社員総会に提出し承認を受け、候補者を理事長及び理事に決定する。
- 2 監事も社員総会の承認を受け決定する。

[副理事長・常務理事の選定と職務]

- 第22条 副理事長の定数は2名、常務理事の定数は若干名とする。
- 2 副理事長・常務理事は、理事長が推薦し、理事会の承認を受けて選定する。
 - 3 定款第25条に基づき理事長・副理事長・常務理事による「執行役員会」を設置し、会務の執行に当たる。

[補欠理事・監事の選出]

- 第23条 理事の任期は2年とし、理事・監事が欠けた場合に備え、あらかじめ補欠の理事・監事を選出する。

- 2 補欠の理事・監事の任期は退任した理事・監事の任期の満了までとする。
- 3 補欠の理事・監事は選挙の次点者より優先順位を付けて選定する。

[法人設立時の代議員・理事長・理事・監事の選定]

第24条 前条の規定にかかわらず、法人設立時の代議員ならびに役員は次のとおりとする。

- ① 設立時理事長は定款第51条により田上不二夫とする。
- ② 設立時代議員3名は速やかに社員総会を開催し、旧理事36名と交代する。
- ③ 設立時理事は定款第50条に記載されている14名とする。
- ④ 設立時監事は定款第50条に記載されている2名とする。

第4章 表彰

[表彰規定]

第25条 日本カウンセリング学会における表彰は三種類とし、その名称は次のとおりとする。

1. 日本カウンセリング学会賞（以下「学会賞」という。）
2. 日本カウンセリング学会奨励賞（以下「奨励賞」という。）
3. 日本カウンセリング学会記念賞（以下「記念賞」という。）

記念賞は、

- (1) 「学校カウンセラー松原記念賞」（以下「松原記念賞」という。）とする。

[表彰の目的]

第26条 学会賞は、定款第4条3により、本会の発展に顕著な功績を残した者を表彰し、もってその榮譽をたたえることを目的とする。

奨励賞は、日本におけるカウンセリング学に関する学術的研究と実践的活動を若い会員に奨励するために、優れた研究者並びに実践者を表彰し、もってカウンセリング学の発展に寄与することを目的とする。

松原記念賞は、学校カウンセリングに関する研究または著書で優れた業績をあげた者を表彰し、もってカウンセリングの発展に寄与することを目的とする。

[受賞資格]

第27条

1. 学会賞

この賞の受賞者は、本会の正会員として20年以上経過し、本会の発展に顕著な功績を残した者とする。

2. 奨励賞

この賞の受賞者は、本会の正会員として3年以上経過し、以下の条件を満たす者とする。

① カウンセリング学に関する学術的研究または実践的活動において、その業績が顕著であること。

② 受賞年度末日において、40歳未満であること。

3. 記念賞

この賞の受賞者は、本会の正会員として3年以上経過し、以下の条件を満たす者とする。

(1) 松原記念賞

小学生、中学生、高校生または大学生を対象とした調査研究・事例研究などで、本会機関誌に優れた研究論文を發表していること。または、学校カウンセリングに関する優れた著書を發表していること。

なお、記念賞については、年齢制限を設けない。

[受賞者選考委員会]

第28条 受賞者選考委員会（以下「委員会」という。）を次のとおり定める。

1 委員会は、次の代議員9名をもって構成される。編集、研究及び資格の各委員会から3名ずつ選出された代議員。

2 委員長は、委員の互選によって決められる。委員長は、本会の代議員に対し、本会の正会員の中から、当該年度の受賞候補者氏名を委員会あてに提出するよう依頼しなければならない。

3 委員会は、提出された受賞候補者を次の選考基準に従って審査し、その中から受賞適格者若干名を各賞受賞候補者として選考する。

(1) 学会賞選考基準

選考基準は、第27条1の受賞資格による。

(2) 奨励賞選考基準

① 学術的研究または実践的活動は、独創性ないし独自性を有すること。

② 学術的研究は、学術論文または専門書等とし、理論ないし実践の面で開発的価値を有すること。

③ 実践的活動は、社会の福祉に寄与し、カウンセリング学の発達に沿うものであること。

④ 研究実績または活動業績は、量的な面よりも質的な面でカウンセリング学の発展に価値を有するものであること。

なお、奨励賞の選考基準についての了解事項は次のとおりである。

・本会年次大会において、3回以上（内1回以上は筆頭者として）研究発表した者であること。

・原著、資料、ケース研究もしくはケース報告（ケースレポート）または展望のいずれかが1篇以上、単著者または筆頭者として本会の機関誌に掲載されていること。

・カウンセリングの実践活動を意欲的に行っている者であること。

(3) 記念賞選考基準

選考基準は、第27条3の受賞資格による。

4. 受賞候補者の選考にあたっては、受賞候補者自身から直接の影響を受けてはならない。

[受賞者の決定]

第29条 執行役員会は、委員会から推薦された受賞候補者の資料を基に各賞受賞者を決定する。

[賞の授与]

第30条 理事長は本会の年次大会において、前条によって決定された各賞受賞者に対して、「賞」及び「賞金」を授与する。なお、賞金の授与額は、毎年、執行役員会が、これを決定する。

第5章 大会研究発表

[大会研究発表に関する規定]

第31条 この規定は、定款第4条1に定める「会員の研究促進を目的とする会合」での研究発表について定めるものである。

[研究発表等]

第32条 本会の正会員・名誉会員・推薦会員は年次大会で研究発表することができる。団体会員、賛助会員及び非会員は筆頭発表者にはなれないが、大会規定に定める発表料を納めることにより連名発表者になることができる。

ただし、非会員は事例発表の連名発表者になることはできない。第34条第4項により非会員も自主シンポジウムの話題提供者及び指定討論者として参加できる場合がある。

[研究発表の条件]

第33条 研究発表者は次の各項のすべての条件を満たさなければならない。

- ① 大会発表申し込みの時点で、本会の正会員、名誉会員あるいは推薦会員であること。
非会員は大会参加費及び規定の発表料を納付していること。
- ② 定められた日までに、大会発表申込書及び大会論文集原稿を送付するとともに、諸費用を納入していること。
- ③ 正会員にあっては、その年度の学会会費を納入済みであること。
- ④ 連名発表者は、やむをえず大会に参加できない場合も大会参加費を払っていること。
- ⑤ 単独発表者あるいは責任発表者となれるのは、ポスター発表・口頭発表及び事例発表のうち、いずれか1回とする。ただし連名発表者にはなれる。また自主シンポジウムの企画者及び司会者となるのは1回に限るが、ポスター発表・口頭発表及び事例発表の単独発表者あるいは責任発表者となることはできる。

〔研究発表等の形式〕

第34条 発表の形式は、ポスター発表・口頭発表・事例発表・自主シンポジウムのいずれかによって行う。つぎの各項の条件が満たされたときに研究発表が行われたものとする。

- ① ポスター発表は指定されたセッション中にポスターを掲示し、それをもとに発表者と参加者とで個別に討議する。ポスター掲示時間は2時間とし、そのうち在籍責任時間は前半あるいは後半の1時間とする。ポスターのサイズは大会実行委員会の定めによる。
- ② 口頭発表は1演題あたり15分程度とし、最後の3分程度を質疑応答に当てる。また、すべての演題の発表が終わった時点で全体討議を行う。
- ③ 事例発表は1事例あたり50分程度とし、発表30分、質疑応答20分程度とする。発表する事例は、事前にクライアントあるいは保護者の承認を得ておくものとする。また配布した資料は原則として回収する。筆頭発表者、連名発表者及び聴衆としての参加は会員に限定する。
- ④ 自主シンポジウムは2時間以内とし、企画者・司会者・話題提供者（シンポジスト）及び指定討論者（ディスカッサント）の4つの役割を果たす者を含んでいなければならない。企画者及び司会者は本学会会員でなければならないが、話題提供者及び指定討論者の半数を限度に非会員も参加できる。その場合の非会員の参加費は免除する。

〔研究発表の可否〕

第35条 研究発表の可否は大会準備委員会で決定する。もし自主シンポジウムが不採択になった場合は、開催費用は返却する。そのほかの納入された費用は、参加取り消し・発表取り消しの場合も返却しない。

大会発表継続賞の受賞資格等についての申し合わせ

- 1 次の条件を満たす者を大会発表継続賞受賞者とする。
7年間で5回以上、口頭発表、ポスター発表、事例研究等で単著もしくは共著の筆頭として発表していること。
- 2 上記1の基準を満たした者は、当該基準を満たした大会の終了後1ヶ月以内に、別紙様式によりその旨を申告するものとする。
- 3 上記1の基準を満たした翌年の大会において表彰を行う。
- 4 同賞については、複数回の受賞を妨げない。

第6章 事業推進機関

[事業推進機関]

第36条 当分の間、当法人は、次の事業推進機関を置く。

- ① 各種委員会
 - ・総務委員会
 - ・編集委員会
 - ・研究委員会
 - ・資格委員会
 - ・広報委員会
- ② 特別委員会
 - ・資格認定委員会
 - ・倫理委員会
 - ・選挙管理委員会
 - ・受賞者選考委員会
- ③ 認定カウンセラー会
- ④ 各支部会
 - ・北東北支部会
 - ・栃木県支部会
 - ・東関東支部会
 - ・東京支部会
 - ・神奈川県支部会
 - ・長野県支部会
 - ・静岡県支部会
 - ・関西支部会

[推進機関の設置]

第37条 推進機関の設置は、執行役員会が発議し、理事会の承認をもって行う。

第7章 資格認定委員会

[資格認定委員会]

第38条 定款第4条5、第36条に基づき本学会に事業推進機関として「資格認定委員会」を設ける。

- 2 資格認定委員会において、本学会の認定カウンセラー、准認定カウンセラー、認定スーパーバイザーの資格認定のための審査、考査、更新のための審査その他の業務を行う。
- 3 認定委員会事務局は本学会事務局内に置く。

[資格認定委員会の組織]

第39条 資格認定委員会の委員の定数は11名とする。

- 2 委員は代議員の互選により、理事会の承認を得るものとする。
- 3 委員が欠けたときに備え、あらかじめ委員の補欠も選出する。
- 4 委員の任期は2年とするが、重任を妨げない。
- 5 資格認定委員会の長（以下「委員長」という。）は委員の互選とする。ただし理事であることを要する。委員長は職務代理者もしくは代行者として、一人ないし複数の副委員長を指名することができる。

[資格認定委員会の業務]

第40条 委員会は定数の3分の2の出席者で成立し、その議決は出席者の過半数を要する。

- 2 理事会及び認定委員会における資格認定に関する議事は非公開とする。委員及びその長は守秘義務を負う。
- 3 認定委員会における審査、考査の資料を基に、執行役員会が資格認定の決定を行う。
- 4 認定の業務は予め理事会において定める予定指針に基づいて行われる。

[その他]

第41条 資格認定委員会の委員長、副委員長もしくは委員が資格認定を申し出たときは、理事会の議を経て、その認定が終了するまでその職を臨時に停止し、委員長もしくは副委員長が委員の補充のため、補欠委員のなかから指名することができる。

第8章 認定カウンセラーの資格認定

[資格の認定]

第42条 本学会は、定款4条5により「認定カウンセラー」の養成を行い、資格認定制度を設ける。併せて「准認定カウンセラー」・「認定スーパーバイザー」の資格認定制度も設ける。

- 2 資格認定制度の運用は、定款第36条に基づき事業推進機関として特別委員会「資格認定委員会」を設置して行う。
- 3 資格認定の可否は理事会において決定される。
- 4 資格を継続して保持するために、5年に1回資格認定委員会より「更新」を認められなければならない。更新については別に定める。
- 5 資格認定に関わるスーパーバイザーは本学会が認定するものとする。

[認定カウンセラーの資格認定]

第43条 「認定カウンセラー」の認定を申請するための条件は次のいずれかを満たすこ

ととする。

2 認定申請条件1（試験方式）

- ① 本学会に正会員、名誉会員、推薦会員として引き続き2年以上、あるいはカウンセリング関係の修士課程在学者並びに修了者にあつては1年以上在会し、会員としての義務を果し、会員たるにふさわしい者
- ② 「本学会認定カウンセラー養成カリキュラム（改定版）」（付則）の研修基準に基づいて合計210時間以上学習していること。

3 認定申請条件2（推薦方式）

- ① 本学会の会員で、大学または短大の専任教員として、5年以上にわたりカウンセリング関係の授業を担当し、かつカウンセリング実践にかかわる業績が顕著であつて、人格識見ともに優れている者
- ② 本学会の会員で、大学・短大以外の諸機関において、5年以上にわたりカウンセラー養成やカウンセリングの実践に携わっており業績が顕著であつて、人格識見ともに優れている者
- ③ 本学会の会員で、相談機関のカウンセラー（相談員）として、週4日以上、5年間以上勤務しており、人格識見ともに優れている者
例）教育センター相談員、児童相談所心理判定員、学生相談室カウンセラー、カウンセリングセンターカウンセラー等

【認定カウンセラーの資格審査】

第44条 認定カウンセラーの資格審査は次の通りとする。

1 認定申請条件1（試験方式）

本人からの申請により、書類審査、筆記試験、技能試験（口述試験）を行う。なお、「認定カウンセラー」資格認定大学院修了者及び予定者は、筆記試験、技能試験（口述試験）を免除し、書類審査並びに面接試験を行う。

2 認定申請条件2（推薦方式）

認定スーパーバイザーからの推薦に基づき、必要な資料を検討し、書類審査・必要あれば面接試験を行う。

【資格認定の手続き】

第45条 認定カウンセラーの資格認定の手続きは、次に定めるところによる。

- ① 「認定カウンセラー」の資格認定を受けようとする者は、審査料を添えて所定の申請書類を資格認定委員会に提出しなければならない。
- ② 資格認定は毎年1回行うこととする。
- ③ 資格認定委員会は、試験方式の場合は、書類審査・筆記試験・面接試験を行い、推薦方式による認定の場合、候補者から提出された申請書に基づいて審査を行い、その結果を執行役員会に報告し、執行役員会が認定する。
- ④ 審査の方法や手続きは、資格認定委員会の定める申し合わせによるものとする。
- ⑤ 審査料は20,000円、認定料は30,000円とする。
- ⑥ 資格審査に合格し所定の費用を納付した者は、本学会「認定カウンセラー名簿」

に記録され、機関誌等に広報される。なお登録の期日は、資格審査に合格した翌年度の4月1日付とする。

- ⑦ 大学院修士課程在学者として、資格審査に合格した場合は、大学院修了を条件として認定証を与える。
- ⑧ 「認定カウンセラー」資格認定大学院の申請手続きについては別途定めるものとする。
- ⑨ 認定証の有効期限は5年間とし、一定の手続きを経て更新することができる。
- ⑩ 認定証を交付された後に、認定カウンセラーの資格を失効した者は、機関誌に公示すると共に、登録名簿から抹消し認定証の返還を求める。
- ⑪ 認定カウンセラーが本学会の倫理綱領に抵触した場合には、倫理委員会の勧告に基づき、登録を一定期間停止または抹消されることがある。

[認定カウンセラーの資格更新]

第46条 本学会が認定する「認定カウンセラー」の資格更新を希望する場合には、資格の有効期限が切れる前年の12月までに、次に示すⅠ～Ⅸの領域の中から3領域以上にわたって、計10ポイント（以下、Pと略す）以上を取得しなければならない。

ただし、「Ⅱ 一般社団法人日本カウンセリング学会への参加」を必ず2P以上取得しなければならない。

なお、Ⅰ～Ⅸ領域の実践内容及び研究業績は、「認定カウンセラー」の資格取得（または、前回の更新）から次の更新時までの間に実践・刊行・掲載されたものを対象とする。

資格更新の申請にあたっては、Ⅰ～Ⅸ領域の中から3領域以上にわたって10P分を記入すればよい。数多くのPの記入は不必要である。

Ⅰ. カウンセリングの実践、及び指導活動

1. カウンセリングの実践活動

週8時間以上で1年間にわたる実践を各5Pとして計算し、最大10P（2年間）まで認められる。週4～7時間の場合は1年間で3Pとする。週3時間以下の場合にはPは認められない。

Pを取得するためには、所属長の証明書を提出すること。審査に合格すれば年間5P単位で最大10Pまでの取得が認められる。

2. 本学会が認定したスーパーバイザー等により指導を受けた実習（スーパービジョン）

自分が実践したカウンセリングの事例に関して、本学会が認めたスーパーバイザー等からスーパービジョンを受けたものを1回5Pとして計算し、最大10Pまで認められる。

ただし、複数回のスーパービジョンを受ける場合には、クライアントの主訴・年代等が異なるものとする。なお、個人のカウンセリング面接だけでなく、

グループ体験のファシリテーター経験等の広義のカウンセリング活動を含むことが望ましい。

P を取得するためには、カウンセリング面接、またはグループ体験の記録、及び所定の様式によるスーパーバイザーの評価票を添付すること。

3. カウンセリングに関する指導活動

大学院、大学、短期大学、民間のカウンセラー養成機関等において、カウンセリング及びその周辺領域に関する科目の指導を担当している場合等は、次の基準によりPを取得することができる。ただし、最大10Pまでとする。

①・②のPの取得に当たっては、シラバス及び時間割等の提出が必要である。

③については報告書の添付が必要である。

①大学院での指導活動

大学院においてカウンセリングに関する授業を担当した場合には、講義・演習は2単位、実習は1単位をもって1年間5Pとする。P取得は年度ごとに加算される。ここでいうカウンセリングに関する授業とは、「カウンセリング心理学特論」「心理アセスメント特論」「カウンセリング演習」「カウンセリング基礎実習」「グループ体験学習」等をさす。

なお、カウンセリングの周辺領域に関する科目の場合には、講義・演習は2単位、実習は1単位をもって1年間2Pとする。P取得は年度ごとに加算される。ここでいうカウンセリングの周辺領域に関する科目とは、「発達心理学特論」「教育心理学特論」「社会心理学特論」「特別支援教育学特論」「心理統計演習」等をさす。

②大学学部・短期大学・民間のカウンセラー養成機関等での指導活動

大学学部・短期大学等の機関で、カウンセリングに関する科目の授業を2こま(90分×2科目)以上担当した場合には1年間4P、授業時間数がそれ以下の場合には1年間2Pとする。P取得は年度ごとに加算される。なお、民間のカウンセラー養成機関等における指導時間の換算に当たっては、15時間の指導時間を2Pとして計算する。

③スーパーバイザーとしての指導活動

本学会会員、及び本学会「認定カウンセラー」資格取得希望者などに対してスーパービジョンを実施した場合には、一回につき5Pの取得が認められる。

II. 一般社団法人日本カウンセリング学会大会への参加(必修:2P)

Pの取得に当たっては、内容が明らかになるものを提出すること(参加証・参加費の領収書・プログラムの写し等)。最大10Pまで認められる。

なお、1回の大会参加では、次の1から7のいずれか一つのPを取得することができるだけであり、重複取得は認められない。ただし、大会時に開催される研修会への参加は別のPとして認められる。

1. 研究大会への参加者…2P

2. 単独口頭発表者（ポスター発表を含む）、及び連名発表の筆頭者… 5P
3. 連名発表者（筆頭者以外）… 3P
4. シンポジウム等の企画者 … 5P
5. シンポジウム等の司会者・話題提供者・指定討論者… 3P
6. 大会に伴う基調講演・小講演などの講師… 5P
7. 大会の運営を担当した委員等… 3P

III. 一般社団法人日本カウンセリング学会が行う研修会・ワークショップ等への参加
Pを取得するためには、修了証のコピーを提出すること。受講者の場合は、同一内容の研修会やワークショップでのPの重複取得は認められない。

受講者は2.5時間を1Pとする。講師は2.5時間を2Pとする。

1. 学会大会に伴って行われる研修会への参加
ただし最大10Pまでとする。参加者の場合は、同一内容の科目を重複履修してもポイントとはならない。
2. 本学会が行う公開シンポジウム等への参加
ただし最大5Pまでとする。

IV. 日本カウンセリング学会「認定カウンセラー会」及び「本学会支部会」が行う研修会への参加（最大：10P）

受講者は2.5時間を1Pとする。講師は2.5時間を2Pとする。

1. 認定カウンセラー会主催の研修会
2. 本学会支部主催の研修会
3. 年間を通して行われる研修会や事例研究会など（年間合計8時間以上のもの）
（例）1回2時間の研修を年間5回実施した場合、4回以上参加のこと。
・参加者…1年間で4P、講師・事例提供・発表などを行なった場合は1年間で5Pとする。

Pが認められるためには、主催団体が発行した証明書の添付が必要である。

V. 関連のある他学会大会への参加

「関連のある他学会」とは、教育、医療・保健、福祉、産業・労働、司法・犯罪等の各領域に関わる心理学、カウンセリング学等に関するもので日本学術会議協力学術研究団体に指定されているもの。参加の状況が明らかになるものを提出（参加証・参加費の領収書・プログラムの写し等）すること。ただし最大10Pまでとする。

1. 研究大会への参加者… 1P
2. 単独口頭発表者（ポスター発表を含む）、及び連名発表の筆頭者… 3P
3. 連名発表者（筆頭者以外）… 2P
4. シンポジウム等の企画者・司会者・話題提供者・指定討論者… 3P
5. 大会に伴う基調講演・小講演などの講師… 3P

6. 大会の運営を担当した委員等… 2P

7. 海外の関連学会における研究発表及び講演の講師など… 5P

VI. 本学会が認める学会等が開催する研修会・ワークショップ等への参加

内容がカウンセリング及びその周辺領域に関するものに限る。本学会が認める学会等とは以下のとおりとする。

1. 日本学術会議協力学術研究団体に指定されている学会及びその支部会が開催するもの。

2. カウンセリングに関わる職能団体及びその支部会等（日本臨床心理士会、日本教育カウンセラー協会、日本産業カウンセラー協会、日本学校心理士会、日本臨床発達心理士会、特別支援教育士資格認定協会等）が開催するもの。

ただし最大5Pまでとする。受講者は、同一内容の科目を重複履修してもPとはならない。

・受講者 …1回につき1P *1日5～6時間を1Pとする。

・講師 …1回につき2P *1回2～3時間を2Pとする。

VII. 研究論文等の発表

コピーを提出すること（執筆箇所がわかるもの）。ただし最大10Pとする。

1. 日本カウンセリング学会機関誌への研究論文の掲載（原著、資料とも）

単著…10P（共著の筆頭者も同じ） 共著の連名者…7P

2. 日本カウンセリング学会機関誌「カウンセリング研究」、及び日本カウンセリング学会会報への短報等の掲載

単著…3P, 共著…1P

3. 大学の学部・研究所等の紀要や事例集及び他学会機関誌への研究論文の掲載

単著…5P, 共著…3P

4. 大学の学部・研究所等の紀要や事例集及び他学会機関誌への短報等の掲載

単著…2P, 共著…1P

5. 教育センター等の研究紀要及び一般誌への研究論文の掲載

単著…3P, 共著…1P

VIII. カウンセリング及びその周辺領域に関する著書の刊行

コピーを提出すること（一部分でも可。目次・奥付など執筆部分が明らかになるもの）。ただし最大10Pとする。

1. 単行本 単著…10P, 共著の筆頭者…8P, 共著…5P, 分担執筆…3P

2. 編著 単独…8P, 共編…5P

3. 翻訳書 単訳…5P, 共訳…3P

IX. 海外におけるカウンセリング及びその周辺領域に関する視察研修への参加

（海外で開催されるカウンセリング関連学会への参加、またはカウンセリング関

係の教育施設等への訪問等)。ただし最大5Pとする。

*参加を証明する資料を提出

- ・ 1ヶ月以上にわたる海外研修 … 5P
- ・ 7日～10日間程度の海外研修… 3P

〔認定カウンセラーの資格更新手続き〕

第47条 本学会「認定カウンセラー」は、第46条に定める期間の経過後も引き続き資格更新を希望する場合には、5年ごとに第46条に定める実践・研修等を行わなければならない。

- 2 資格更新にあたって第46条に定める更新時の条件について所定の期日までに定められた書式により、資格認定委員会に報告しなければならない。
- 3 資格認定委員会は提出された書式を審査し、条件が整っている場合はその旨を執行役員会に報告し、執行役員会が更新を承認する。
- 4 更新審査料は10,000円、認定料は10,000円とする。なお登録の期日は、資格更新審査に合格した翌年度の4月1日付とする。

〔認定カウンセラーの資格更新の延期〕

第48条 海外への留学、出産・育児、病気、または家族の介護等により、1年以上5年未満の期間にわたり、所定のポイントを取得できない者は、以下の手続きにより措置するものとする。

- 2 上記の事実を証明する資料を添えて、更新時期の延長を申し出て、許可を得るものとする。
- 3 前項に関する延期の期間は申請の期間とする。ただし、2年間を限度とする。かつ、次回更新年度は当該者の所定の更新年度による。
- 4 不足のポイントは第2項により措置された延長期間内（1年以上2年未満）に取得して更新手続きをとるものとする。
- 5 1年未満の延期を必要とする者は、所定のポイント取得に代替してケース研究（レポート）の提出により措置されることも可とする。
- 6 期間内にポイントが取得できずに資格を失った者は、その後認定申請条件1（試験方式）により資格審査を受けることができる。

第9章 准認定カウンセラーの資格認定

〔准認定カウンセラーの資格認定〕

第49条 本学会は「認定カウンセラー」を目指すためのステップとして「准認定カウンセラー」制度を設ける。

- 2 「准認定カウンセラー」を希望し認定を申請するためには次の条件を満たす必要がある。

- ① 本学会会員であること

- ② 認定カウンセラー養成カリキュラムの次の時間の学習を満たしている者
 - A カウンセリング心理学 25 時間
(「カウンセリングの理論と実際」7.5 時間を含むこと)
 - B カウンセリング・アセスメント 10 時間
(「心理アセスメント概論」7.5 時間を含むこと)
 - C カウンセリング演習 25 時間
- ③ 「准認定カウンセラー」の資格取得後にスーパービジョンを受けるスーパーバイザーが決定していること

[准認定カウンセラーの資格審査]

第50条 本人からの申請により、資格認定委員会において書類審査を行う。

[准認定カウンセラーの資格認定の手続き]

第51条 准認定カウンセラーの資格認定の手続きは、次に定めるところによる。

- ① 本学会「准認定カウンセラー」の資格認定を受けようとする者は、審査料を添えて所定の申請書類を資格認定委員会に提出しなければならない。
- ② 資格認定委員会は、申請者から提出された申請書に基づいて審査を行い、その結果を執行役員会に報告し、執行役員会が認定の承認をする。
- ③ 審査の方法や手続きは、委員会の定める申し合わせによるものとする。
- ④ 審査料は 10,000 円、認定料は 20,000 円とする。
- ⑤ 資格審査に合格し所定の費用を納付したものは、本学会「准認定カウンセラー名簿」に登録され機関誌等に広報される。なお、登録の期日は資格審査に合格した翌年度の 4 月 1 日付とする。
- ⑥ 認定証の有効期限は 5 年間とし、一定の手続きを経て更新することができる。
- ⑦ 認定証を交付された後に、准認定カウンセラーの資格を失効した者は、機関誌に公示すると共に、登録名簿から抹消し認定証の返還を求める。
- ⑧ 准認定カウンセラーが本学会の倫理綱領に抵触した場合には、倫理委員会の勧告に基づき、登録を一定期間停止または抹消されることがある。

[准認定カウンセラーの資格更新]

第52条 本学会が認定する「准認定カウンセラー」の資格更新を希望する場合には、資格の有効期限が切れる前年の 12 月までに、次の更新条件を満たすことが必要である。

- ① 一般社団法人日本カウンセリング学会大会への参加 1 回以上（必修）
- ② 認定カウンセラー養成カリキュラムから 30 時間以上の研修

[准認定カウンセラーの資格更新手続き]

第53条 本学会「准認定カウンセラー」は、第52条に定める期間の経過後も引き続き資格更新を希望する場合には、5年ごとに第52条に定める実践・研修等を

行わなければならない。

- 2 資格更新にあたって第52条に定める更新時の条件について所定の期日までに定められた書式により、資格認定委員会に報告しなければならない。
- 3 資格認定委員会は提出された書式を審査し、条件が整っている場合はその旨を執行役員会に報告し、執行役員会が更新を承認する。
- 4 審査料は10,000円、認定料は10,000円とする。なお登録の期日は、資格更新審査に合格した翌年度の4月1日付とする。

第10章 認定スーパーバイザーの資格認定

[認定スーパーバイザーの認定]

第54条 本学会は、第42条第5項の規定による、「本学会認定スーパーバイザー(以下、“スーパーバイザー”と略記)」の認定及び更新等の手続きは以下の定めるところによる。

[スーパーバイザーの資格認定の手続き]

第55条 スーパーバイザーの資格認定を申請するためには、次の1～4のすべての条件を満たすことが必要である。

- 1 認定カウンセラーの資格を所持していること。
 - 2 カウンセリングの実践歴が10年以上あること。
 - 3 大学、大学院、教育センター、民間機関等におけるカウンセリングのスーパーバイザー経験(指導歴)が5年以上あること。
 - 4 カウンセリング心理学隣接諸科学専攻修士課程を修了していること。
- なお、資格審査に当たっては、次の2点を参考にする。

- 1 カウンセリングの研究歴(書籍、雑誌、大会等における研究発表など)
- 2 カウンセリングに関する諸活動(学会大会、研修会等への貢献や地域における指導歴など)

[スーパーバイザーの資格認定の手順]

第56条 スーパーバイザーの資格認定の手順は、次の通りとする。

- 1 上記の4条件を満たし、スーパーバイザー資格認定を希望する者は、資格認定委員会に、理事もしくは認定スーパーバイザーの推薦書を添えて申請する。
- 2 資格認定委員会は、候補者から提出された申請書に基づいて審査を行い、その結果を執行役員会に報告し、執行役員会が認定スーパービジョンに関わる講習会の受講資格を授与する。
- 3 スーパービジョンに関わる研修の受講証明書(5時間、2P以上)の提出をもって、理事会はスーパーバイザーの資格を授与する。

[スーパーバイザーの資格認定の手続き]

第57条 スーパーバイザーの資格認定の手続きは、次の通りとする。

- 1 第42条に基づくスーパーバイザーの資格認定を受けようとする者は、審査料を添えて所定の申請書類を所定の期日までに資格認定委員会に提出する。
- 2 スーパーバイザーの資格認定は年1回行う。
- 3 審査の方法や手続きは、委員会の定める申し合わせによる。
- 4 審査料は10,000円、認定料は10,000円とする。

[スーパーバイザーの資格認定証の交付]

第58条 スーパーバイザー認定証の交付等については、次の通りとする。

- 1 資格審査に合格し所定の費用を納付した者は、本学会「認定カウンセラー名簿」に「認定スーパーバイザー」として登録される。登録された者には認定証が交付される。なお登録の期日は、資格審査に合格した翌年度の4月1日付とする。
- 2 認定証の有効期限は5年間とし、一定の手続きを経て更新することができる。なお、認定カウンセラー資格の有効期限は、スーパーバイザー資格の有効期限に合わせるものとする。
- 3 認定証を交付された後に、認定カウンセラーあるいはスーパーバイザーの資格を失効した者は、機関誌に公示すると共に、登録名簿から抹消し認定証の返還を求める。
- 4 スーパーバイザーが本学会の倫理綱領に抵触した場合には、倫理委員会の勧告に基づき、登録を一定期間停止または抹消されることがある。
- 5 認定証の交付等に関するその他のことは、委員会の定める申し合わせによるものとする。

[認定スーパーバイザーの公示等]

第59条 スーパーバイザーの公示及び職務は次の通りとする。

- 1 スーパーバイザーの氏名・勤務先・専門分野（領域）等は、機関誌などに公示し本学会会員に周知される。
- 2 スーパーバイザーは、スーパービジョンを受けたい会員から直接に連絡を受けスーパービジョンを実施する。
- 3 スーパービジョンの実施にあたり、スーパーバイザーが実践したカウンセリングの事例やグループ体験のファシリテーター経験の概要をまとめたものなどの提出を求め、スーパービジョンを行う。
- 4 スーパービジョンは、申請者の知識、技能、態度、職能倫理などについて行う。
- 5 個別カウンセリングに対するスーパービジョンを行う際には、次の点を含むものとする。
 - ① カウンセリングの契約、場面構成等
 - ② カウンセリング関係
 - ③ 問題の把握（主訴の把握・アセスメントなど）

- ④ クライアントへのアプローチの仕方
 - ⑤ カウンセリングの過程（カウンセリングプロセス）
 - ⑥ ケースマネジメント（周囲との連携、環境調整など）
- 6 グループ体験のファシリテーター経験に対するスーパービジョンを行う際には、次の点を含むものとする。
- ① グループの構成（メンバーの構成、グループの実施回数など）
 - ② グループ体験の目的
 - ③ ファシリテーターのアプローチ（理論的背景など）
 - ④ ファシリテーターのグループへの関わり方
 - ⑤ グループ体験の過程（グループプロセス）
- 7 その他、第59条第5項および第6項以外の際には、スーパーバイザーの判断で適切にスーパービジョンを行う。
- 8 スーパーバイザーは、スーパービジョンの結果を所定の書類（「実施報告書」）にまとめ、その1部をスーパーバイザーに渡し、1部を控えとして保存することとする。スーパービジョンを受けた者（スーパーバイザー）が、本学会認定カウンセラーの資格認定及び更新の審査を受けようとする場合には、スーパービジョンの結果を記入した書類の写しを申請書類に添えて提出するものとする。

第60条 スーパーバイザーの資格更新は次の通りとする。

- 1 資格更新を希望するスーパーバイザーは、資格の有効期限が切れる前年の12月までに更新の申請を行うこととする。
- 2 スーパーバイザーの資格更新は、認定カウンセラーの資格更新と同時に行う。従って更新の際には、認定カウンセラーの資格更新に関する書類も提出する。
- 3 資格更新にあたっては、スーパーバイザーとして5年間に実施したスーパービジョンの一覧表並びに結果の写しを添付する。併せて、資格有効期限内に本学会が認めるスーパービジョンに関わる研修を受け、その受講証明書（5時間、2P以上）の写しを提出することとする。
- 4 スーパーバイザーの資格更新時に要する費用は、認定カウンセラー更新を含めて、審査料は10,000円、認定料は20,000円とする。
- 5 スーパーバイザーとしての資格更新を希望しない場合にも、認定カウンセラーの資格更新を行うことができる。

第11章 支部会

〔目的と事業〕

第61条 一般社団法人日本カウンセリング学会は、会員相互の交流をはかり、本学会の目的に沿った活動を活発にし、会員の資質の向上と福祉をはかることを目的とし

て支部会を置く。

- 2 支部会は本学会の目的のための定款第4条の各種事業を行うものとする。

[支部会の独自性]

第62条 各支部会は独自性を持って活動を行うことができる。

- 2 各支部はそれぞれ支部会則と事業遂行のための組織・財政を持つ。

[支部会の設立]

第63条 支部会を設立するにあたり、「支部会設立準備委員会」名簿及び支部会会則案を学会理事会に提出し、支部会の設立について承認を得る。

[報告義務]

第64条 各支部会は年に1度、理事会に対して活動報告等を行う。

第12章 倫理規定

[目的]

第65条 本学会は学会設立の趣旨・理念に従い、倫理に関する適正を期することを目的として倫理規定を定める。

[倫理綱領、研究ガイドラインの制定]

第66条 本会は、会員が行うカウンセリング活動や研究活動において遵守する倫理上の基準として一般社団法人日本カウンセリング学会倫理綱領（以下「倫理綱領」という）、一般社団法人日本カウンセリング学会研究倫理ガイドライン（以下「研究ガイドライン」という）を別に定める。

[倫理委員会]

第67条 本会は、第65条、第66条にかかる事項を審議するために倫理委員会（以下本委員会）を設ける。

- 2 本委員会は第36条2項にもとづき理事会に設けられた特別委員会とする。

[委員会の業務]

第68条 本委員会は、理事長の指示のもとに以下の業務を行う。

- ① 理事長からの諮問による倫理問題に関する調査や処遇案の答申
- ② その他、理事長からの諮問による業務

[委員会の構成]

第69条 本委員会は、理事長の指名による本会理事を委員長とし、委員長の推薦により、理事会で承認された会員4名を委員とする。委員の任期は2年とし、2期までを限度とする。

[委員会の開催]

第70条 委員長は理事長の指示を受けて本委員会を開催する。本委員会は委員3名以上の出席をもって成立する。

[処遇の決定]

第71条 処遇は、理事会での審議を経て、理事長がこれを決定する。

第13章 細則の改廃

[本学会細則の改廃]

第72条 この細則の改廃は、本学会理事会の承認を得るものとする。